

全国高等学校パソコンコンクール運営委員会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、会津大学学内運営組織等に関する規程（平成18年4月1日規程第10号）第31条の規定に基づき、全国高等学校パソコンコンクール（以下「パソコン甲子園」という。）運営委員会（以下「委員会」という。）の運営方法その他必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) パソコン甲子園の競技運営及びプログラミング部門の作題に関する事項
- (2) その他競技実施に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者によって組織し、委員長には学長をもって充てる。

- (1) 学長
- (2) 大学担当次長
- (3) 学長が指名した委員10名以内

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期中に欠員を生じたときは、速やかにこれを補充するものとし、欠員により新たに委員となった者の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員長は会議を招集し、その議長となる。

- 2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(関係者の出席)

第6条 委員長が必要と認める場合は、委員以外の関係者を出席させて説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(ワーキンググループ)

第7条 本委員会は、第2条に規定する審議事項について専門的な検討を行うため、必要に応じワーキンググループを設置することができる。

2 ワーキンググループは、委員長が指名する者をもって組織する。

(庶務)

第8条 委員会に関する庶務は、企画連携課で行う。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は委員会の議を経て、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。